

すこやか子育て支援事業保育料助成制度

「すこやか子育て支援事業保育料助成制度」とは、県と市町村が経費の2分の1ずつを負担し、保育料を助成する制度です。

助成対象となる基準は、国が定める特定教育・保育施設等の利用者負担の上限額基準をもとに市町村民税所得割課税額(父母の合算)により判断します。

平成30年度より制度が拡充され、平成30年4月2日以降に出生した第2子以降の児童が全額助成(所得制限有り)の対象となります。

《助成の基準》

【保育園・認定こども園】(0～2歳児)

階層区分	父母または 扶養義務者の 市町村民税所得割額	一般世帯	ひとり親世帯	第2子	第3子以降が出生した 世帯の第2子以降
①	生活保護世帯	1/2助成	1/2助成	全額助成	全額助成
②	市町村民税 非課税世帯				
③-1	均等割のみ課税額				
③-2	所得割課税額 48,600 未満				
④-1	所得割課税額 61,000 未満	1/4助成	1/2助成	全額助成	全額助成
④-2	所得割課税額 73,000 未満				
④-3	所得割課税額 85,000 未満				
④-4	所得割課税額 97,000 未満				
⑤-1	所得割課税額 115,000 未満				
⑤-2	所得割課税額 133,000 未満				
⑤-3	所得割課税額 151,000 未満				
⑤-4	所得割課税額 169,000 未満				
⑥-1	所得割課税額 213,000 未満	対象外	対象外	対象外	1/2助成
⑥-2	所得割課税額 257,000 未満				対象外
⑥-3	所得割課税額 301,000 未満				
⑦-1	所得割課税額 349,000 未満				
⑦-2	所得割課税額 397,000 未満				
⑧	所得割課税額 397,000 以上				

※ 市町村民税所得割課税額は、国が定める利用者負担上限基準の階層区分における取扱いに準じます。

※ 父母の市町村民税所得割課税額の合算になります。

※ 扶養義務者の市町村民税所得課税額は、父母のいない児童に該当する場合に適用します。

(住宅借入金等特別控除等は除く。)

保育料助成の適用時期は、R7.4月～R7.8月分は令和6年度市民税額(令和5年分所得)、R7.9月～R8.3月分は令和7年度市民税額(令和6年分所得)により決定します。